

○中村学園大学派遣聴講生に関する規程

平成17年4月1日

制定

(趣旨)

第1条 中村学園大学(以下「本学」という。)学則第63条第3項の規定に基づく派遣聴講生に関する細則については、この規程の定めるところによる。

(派遣聴講生)

第2条 学則第22条に基づき、本学と単位互換に関する協定がある大学又は短期大学(以下「協定大学」という。)における授業科目の履修を許可された者を派遣聴講生という。

(派遣聴講生の決定)

第3条 派遣聴講生は、学則第22条に基づく教授会の議を経て、学長がこれを決定する。

(派遣聴講生の人数)

第4条 派遣聴講生の人数は、協定大学と協議のうえ決定する。

(履修期間)

第5条 派遣聴講生の履修期間は、1年以内とする。

(単位の認定)

第6条 派遣聴講生が協定大学で修得した単位については、学則第24条第1項に基づき、本学の卒業に必要な単位として認定を受けることができる。

(出願資格)

第7条 派遣聴講生に出願できる者は、本学に1年以上在学し、毎年30単位以上修得した者で、なおかつ、「中村学園大学履修規程」第12条に規定する留年に該当しない学生とする。

(出願)

第8条 派遣聴講を出願する者は、指定する期間に所定の願書と成績証明書を教務委員を通じて教務部に提出しなければならない。

(派遣聴講生の義務)

第9条 派遣聴講生は、協定大学の学則その他諸規程を遵守しなければならない。

(学費等)

第10条 派遣聴講生は、派遣期間中本学の学費を全学納入するものとする。

2 中村学園大学短期大学部への派遣聴講生の聴講料等は、無料とする。

(その他)

第11条 この規程に定める以外の事項については、協定大学との協議に基づいて別に定める。

附 則

この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。